

中国税理士会提出議題

《協議事項》

I 税務調査について

税務調査の実施について【継続】

税務調査にあたっては、「国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達の制定について（法令解釈通達）」にある「調査はその公益的必要性と納税者の私的利益との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることを十分認識し、その適正な遂行に務められたい。」の趣旨を十分考慮して実施していただきたい。

【回答】

税務調査の実施につきましては、法令や事務運営指針等に基づき定められた調査手続等を遵守し、適切な執行に努めていくよう、引き続き、職員を指導してまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

(1) 事前通知について【継続】

事前通知のない調査の実施で、代理権限証書の提出がありながら税理士の調査立会ができない場合には、それが任意調査である限り調査日程を調整するなど、法令に従って適正な執行に努めていただきたい。

【回答】

事前通知を行わないで調査に着手した場合には、関与税理士へ早期に連絡するよう、職員に対する指導を徹底しているところです。

また、税務調査は納税者の理解と協力を得て行うものであることから、個別事案ごとに生じる様々な事情に配慮するとともに、会員の皆様の状況をしっかりと確認した上で、調査を進めるよう職員を指導してまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

(2) 調査期間について【継続】

- ① 調査着手から終了までの期間が長いので、納税者の精神的負担を軽減させるためにも、適正・確実な進行管理を行い、調査期間の短縮を図っていただきたい。

【回答】

税務調査については、適切かつ適法に実施するとともに、集中的かつ効率的に行い、できるだけ短期間で終了するよう平素から職員を指導しているところですが、取引形態が複雑である、あるいは帳簿書類の保存が不備である、または、調査への協力が得られないなど個々の案件により、調査に日数が掛かる場合もありますので、御理解と御協力をお願いします。

いずれにしましても、納税者及び税理士の皆様とコミュニケーションを図りつつ、調査を実施するよう、引き続き職員を指導してまいります。

- ② 国税通則法の改正後における調査終了後の事務手続きが長期化しているので、双方の事務効率化のため、早期にこの事務手続きについて見直しをしていただきたい。

【回答】

調査の結果、更正決定等をすべきと認められる非違がある場合には、法令の定めるところにより、調査結果説明を行う必要があります。

調査結果の説明を行うためには、納税者及び会員の皆様の主張・御意見を踏まえたうえで非違内容を取りまとめる必要がありますので、質問調査の終了から調査結果の説明までの間に時間を要す場合があることを御理解いただきますようお願いします。

いずれにしても、税務調査終了時の事務手続に当たっては、できるだけスムーズに行うよう、引き続き職員を指導してまいります。

(3) 反面調査について【継続】

取引先等に対する反面調査の実施にあたっては、その必要性を十分検討いただき、調査対象者及びその理由を納税者によく説明し、また反面調査先への事前連絡と反面調査である旨を明示したうえで、反面調査が納税者と調査対象者との関係を悪化させる懸念があることに配慮し、慎重かつ効率的に行っていただきたい。

【回答】

調査の過程において取引の真偽や事実関係を確認する必要がある場合、金融機関や取引先などの反面調査を実施しています。

なお、反面調査の実施にあたっては、取引関係者に理解を得て実施するよう努めていますので、御理解いただきますようお願いします。

(4) 重加算税の取扱いについて【継続】

重加算税は「隠蔽・仮装」があったときに賦課されるが、その適用にあたっては、関与税理士及び納税者の意見を十分に聴取し、事務運営指針にある賦課基準のどの項目に該当するのか等具体的に説明したうえで、慎重かつ適正に行っていただきたい。

【回答】

重加算税の適用にあたっては、納税者及び税理士の皆様方の意見を十分に聴取した上で、把握した事実が法令の定めるところによる重加算税の賦課基準に該当する場合には、引き続き、丁寧に説明を行い適正に処理するよう職員を指導してまいりますので、御理解いただきますようお願いします。

(5) 書面添付制度【継続】

- ① 書面添付制度の運用に当たっては、制度の趣旨・目的を踏まえ事務運営指針の適正な運用を徹底していただきたい。特に意見聴取に当たっては職員に対し、事務運営方針の周知徹底を図っていただきたい。

【回答】

書面添付制度は、税務の専門家である税理士の皆様の立場をより尊重するとともに、税務執行の円滑化に寄与し、納税者の方のコンプライアンスの維持・向上にも繋がる制度であるとの観点から、適正な運用に努め、更なる普及・定着を図っていく必要があると考えています。

意見聴取において、制度の趣旨を踏まえた適正・円滑な運営を図るため、引き続き、職員に対して指示・徹底を図るほか、職場研修等を通じて手続きの遵守を含めた職員の意識の向上に努めてまいります。

- ② 書面添付がある納税者への税務調査に着手する場合は、業種に関わらず必ず意見聴取を実施していただきたい。

【回答】

書面添付制度は、会員の皆様の立場をより尊重するとともに、税務執行の円滑化・簡素化に寄与し、納税者の方のコンプライアンスの維持・向上にも繋がる制度であるとの観点から、引き続き、適正な運用に努め、その普及・定着を図っていく必要があると考えています。

書面添付がある納税者に対し実地調査を行おうとする場合には、事務運営指針に基づいて、事前通知を行わないこととした場合を除き、事前通知を行う前に意見聴取を行うこととしていますので、御理解いただきますようお願いします。

Ⅱ 税務支援事業について

(1) 独自事業について【継続】

税理士会各支部が独自の施策としての税務支援を行う場合、税務署のご理解とご協力をお願いしたい。

【回答】

税務支援業務として、税理士会各支部の皆様が「会場型税務支援」、「常設型税務支援」などの、独自事業を主催されていることは承知しています。

こうした、会員の皆様による税務支援業務を通じた社会貢献は、納税者の方々にとりましても、非常に有効なものであり、私どもも大変心強く感じております。

当方としましては、会員の皆様の取組に対しまして、可能な限りの協力をしてまいりたいと思います。

(具体例：e-tax 用 P C のセットアップ、研修会の実施、申告書等用紙類の準備など。)

(2) 受託事業について【継続】

外部受託事業である各会場における無料相談については、具体的な実施計画について、早めの情報提供と協議をお願いしたい。

【回答】

令和6年分の確定申告においては、無料税務相談や確定申告テレフォンセンターにおける電話相談などの外部受託事業について、多大なる御支援をいただき感謝申し上げます。

令和7年分確定申告における「広島合同申告会場」及び各署の申告相談等については、引き続き、相談事務の効率化及び来場者の削減に向けて取り組むことに加え、各署における申告相談に当たっては、課税事業者が適切に申告できるよう、中でも、インボイス制度の定着に向け、消費税に関する相談にも配慮した相談体制を構築することとしています。

また、キャッシュレス納付の利用拡大に向け、初めて申告納税となる者を中心に、口座振替の利用勧奨をすることとしています。

このため、合同申告会場及び各署での具体的な従事内容については、今後、協議をさせていただきたいと考えておりますので、引き続き、各署における申告相談等について御理解と御協力をお願いいたします。

(3) 協議派遣事業について【継続】

青色申告会や商工会等関係諸団体に対しては互いに円滑な協調体制が築けるよう、三者協定、四者協定及び全国商工会連合会と日本税理士連合会との申合せ等の順守と徹底につき、また、農協・漁協に対しては該当する支部との協議が行われるよう徹底した指導をお願いしたい。

【回答】

協議派遣事業については、引き続き、会議・研修等を通じて、青色申告会及び商工会等の関係諸団体に対する助言等の必要性や小規模納税者に対する税務援助の趣旨について職員に周知するとともに、各協定の遵守等については、協議会等で確認するなどの対応をしているところです。

このため、今後も各協定や申し合わせなどの趣旨に沿った円滑な運営を行うよう職員に指示を行うとともに、各団体の実情に応じた適切な助言等を行ってまいりたいと考えていますので、相互の協調関係の一層の推進が図られるよう、引き続き、御支援をお願いします。

なお、農協・漁協に対しては、接触の機会を捉えて、協議派遣事業に関する協議が行われるよう周知してまいります。

- (4) インボイス制度の開始に伴い消費税にかかる新規申告者や免税事業者の相談等の増加が見込まれる。支援事業等においては納税者の届出・申告状況の開示を含め、事前に綿密な手順等の協議を行い税理士の負担が増加しないよう十分な配慮をお願いしたい。【継続】

【回答】

令和7年分確定申告における「広島合同申告会場」及び各署の申告相談等に当たっては、課税事業者が適切に申告できるよう、中でも、インボイス制度の定着に向け、消費税に関する相談にも配慮した相談体制を構築することとしています。

なお、税務支援事業における具体的な従事内容については、今後、協議をさせていただきたいと考えておりますので、引き続き、各署における申告相談等についての御理解と御協力をお願いいたします。

一方で、御要望いただいている「納税者の届出・申告状況の開示」については、個人情報の保護に関する法律等に抵触する恐れがあることから、御要望にお応えできないこと御容赦ください。

Ⅲ 納税・納付手続きについて

- (1) ダイレクト納付をはじめ税金の納付方法は多様化し利便性が高まっており、期限内収納率の向上や事務簡素化に寄与していると思いますが、納税者の納税の機会を失うことのないよう、また利便性を欠くことのないよう柔軟な納付手続きに対応できるよう次のような改善を図っていただきたい。【統合修正】

- ① 申告時に翌年の納付書の送付希望を選択可能にする。【継続】

【回答】

御要望につきましては、国税局に伝えさせていただきますが、税務署提出議題内で説明させていただきましたように、e-Tax を活用した税務手続の見直し、納付書を必要としないキャッシュレス納付の推進に取り組んでいる中、行政コストを縮減させる観点から、送付対象者を見直しておりますので、御理解と御協力をお願いします。

- ② OCR納付書の規定用紙範囲を緩和する。【継続】

【回答】

銀行等で納税に使われた納付書については、日本銀行においてOCR処理を行っており、規定の用紙でなければ、正しい処理ができないことから、用紙の厚さや紙質も含め、全て日本銀行の検査を了したものを使用しています。

したがって、ホームページ等からダウンロードしたデータを印字した納付書を使用することは困難であることを御理解いただくようお願いします。

- ③ コンビニ納付が可能なQRコード納付の対応可能範囲を拡大させる。【新規】

【回答】

コンビニQRについては、①源泉（告知分以外）、②登録免許税（告知分以外）、③自動車重量税（告知分以外）が対応できず、様式や納付方法の規定が変更されない限り拡大は難しい状況ですが、要望事項については、国税局にお伝えします。

④ ダイレクト納付手続きを 24 時間利用可能とさせる。【統合修正】

【回答】

(⑤に併せて記載)

⑤ ダイレクト納付の届出から利用開始までの所要日数を短縮させる。【統合修正】

【回答】

電子納税の利用可能時間の延長及び届出から利用開始までの所要日数については、各金融機関のシステム及び事務処理の体制が異なり、各金融機関での対応が必要となりますが、要望事項については、引き続き、国税局にお伝えします。

⑥ 納付書を発送していない者に対しその説明または理由を告知する。【継続】

【回答】

納付書の取扱いについては、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、e-Tax 利用者等に対しては事前送付を取りやめており、対象者には「納付書の送付に関するお知らせ」を送付するなどして周知してまいりました。

現在は、国税庁ホームページにおいて「納付書の事前送付に関するお知らせ」として周知しておりますので、御理解と御協力をお願いします。

IV その他

(1) インボイス制度および電子帳簿保存法について、引き続き納税者への説明と周知を徹底していただきたい。【継続】

【回答】

インボイス制度及び電子帳簿保存法の円滑な定着に向けて、事業者の方に制度の理解を深めていただいた上で、それぞれの営業実態に応じた対応、準備を進めていただくことが重要だと考えています。

今後も、引き続き、インボイス制度及び電子帳簿保存法に関して、国税庁ホームページに Q&A やパンフレットを掲載するなどして制度の周知・広報に努め、関係民間団体の協力も得ながら、必要な取組を行ってまいりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いします。

(2) 納税者に年末調整の書類が送付される際、複写の源泉徴収票、支払調書や給与支払報告書、扶養控除等申告書などすべての書類につき可否を選択できるようにしていただきたい。

また、徴収高計算書についても同様に発行希望枚数を選択できるようにしていただきたい。【継続】

【回答】

年末調整書類については、国税局で一括発送しているところですが、書類の部数が不足している場合などは、国税庁ホームページから印刷するなどの対応をお願いします。

また、徴収高計算書については、例年 10 月下旬には必要部数を徴収義務者にお届けしておりますので、まずは関与先にご確認をお願いいたします。

そのうえで、不足が生じた場合は、必要最低限の部数を所轄税務署に御連絡いただければ、発行します。

(3) 他の士業の者を含む無資格者による税理士行為や名義貸し等の行為については、納税者の税理士に対する信頼、安心感を損ない、税務行政や納税者に対して無用な混乱を招くこととなります。当局におかれては是非とも厳しい取り締まりをされるようお願いしたい。【継続】

【回答】

いわゆる「にせ税理士」行為を放置することは、納税義務の適正な実現を妨げるとともに、税理士制度の適正かつ円滑な運営を阻害することから、従来から「にせ税理士」行為の未然防止等に努めるとともに、違反行為が把握された場合には、厳正な対応を行っていきます。

「にせ税理士」行為の未然防止等を目的に、毎年、関与先名簿等の提出依頼をしていますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。

(4) 当協議会で確認された事項については関係職員に、特に税務調査に関する要望事項については調査担当者に徹底していただきたい。【継続】

【回答】

協議会の内容は、税務調査に関する事項も含め、取りまとめの上、関係職員に周知徹底を図ってまいります。

《要望事項》

I 電子申告について

(1) e-Tax 利用者への通知及び用紙の送付について

- ① e-Tax を利用している場合において、整理番号（法源番号）や青色申告承認の有無、消費税の届出状況などを、（例えば所得税の場合、マイナンバーの入力を条件にするなど一定の制限を設ける方法で）画面上で確認できるようにしていただきたい。【修正】

【回答】

まず初めに、e-Tax 利用者の利便性向上等の観点から、電子申告等に関する要望事項については、国税局を通じて国税庁へ伝えているところです。

なお、毎年、日税連からも国税庁へ申し入れが行われて、国税庁で改修要否の検討、予算措置を講じており、その状況を踏まえて日税連に回答していると聞いております。

したがいまして、御要望について直ちに改修されない事項もあることを御理解いただきますとともに、継続して御要望の提出をお願いします。

その点を踏まえ、(1)①から回答させていただきます。

現状、必要な情報につきましては、税務署窓口での閲覧申請手続により御確認をいただきますようお願いいたします。

また、会員の皆様で閲覧申請手続をされる際には、委任状を御持参いただきますよう併せてお願いいたします。

- ② 電子申告の「メール詳細」について所得税の修正申告を行った際も、種目に「所得税及び復興特別所得税」と出るだけで、「修正申告」という記載がない。

また、納める税金も修正後の金額が記載され、増減額は記載されていない。メール詳細には「修正申告」である旨を記載した方が、納税者から見ても紛らわしくないと思うので改善していただきたい。【継続】

【回答】

メッセージボックスに関する改善については、国税庁において検討を行っているものの、ご要望の内容については、早期の実現が難しいと聞いています。

- (2) e-Tax 利用時間について、更なる利便性の向上に向け eLTAX と協調し 24 時間 365 日の稼動拡大を検討していただきたい。【継続】

【回答】

e-Tax の利用可能時間については、利用者のニーズや費用対効果等を勘案して、段階的に拡大してきたところですが、更なる利便性の向上につながるよう、要望事項について、引き続き、国税局へ伝えていきます。

- (3) 利用者識別番号について、暗証番号を失念した場合に申請をすれば納税者へ暗証番号の再発行通知が送られますが、関与税理士にも写しを送付していただきたい。【継続】

【回答】

「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知」については、重要な個人情報であることから、納税者宛の「親展」及び「転送不要」扱いとするよう定められていますので、関与税理士であっても税務署から送付できないことを御理解ください。

- (4) 電子申告における法人の「消費税の確定申告について」と個人の「確定申告についてのお知らせ（消費税に関する事項）」の記載内容に差異があるのでそれぞれ統一した情報の提供をお願いしたい。【継続】

【回答】

お知らせ内容の改善につきましては、予算措置が必要になりますので、御要望について直ちに改修されない事項もあることを御理解ください。この件につきまして、引き続き、国税局へ要望してまいります。

Ⅱ その他

- (1) 令和7年1月から申告書の控えへの「収受日付印」の押なつが廃止されましたが、いまだ電子申告では提出のできない申請書や依頼文書などが存在しております。これら書類等の提出の事実を明らかにするため従来の「収受日付印」を押印いただくか、またはこれに代わる方法により対応をお願いしたい。

また、「収受日付印」の廃止に伴って以下のような問題等が生じているのでその対応や解決策をお尋ねしたい。【修正】

- ① 税務代理として委任を受けている税理士が顧客先に対して書類等が提出済みであることを証するものがない。
- ② 電子申告において、法人決算書などを添付資料としてPDF提出が認められておらず、書面で提出した場合、証拠となるものがない。
- ③ 仮に署内で申告書や届出書、申請書などを紛失した場合、その書類の提出を明らかにできる他の方法がない。
- ④ 提出期限に具体的な制約のある書類について、郵便等での提出の場合、期限内での収受か否か確認することができない。
- ⑤ 提出書類をスキャナするような証明発行機の導入はできないのか。

【回答】

「申告書等への控えへの収受日付印の押なつ見直しについて」は、令和7年1月から実施しております。

そのため、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対しては、国税庁や国税局から、説明を行っており、令和7年1月以降は、各種の事務において収受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めないようお願いしてきたところです。

一般の納税者に対しては、令和7年1月以降、確定申告期間や窓口などあらゆる機会を通じて周知・広報を行っており、今後も丁寧な周知・広報に努めてまいります。

①について令和7年1月以降の申告書等の提出事実や提出年月日を確認する方法は、e-Tax 受信通知や申告書等の閲覧サービスといった行政サービス等で御確認いただくことになりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

②について添付資料を書面で提出された場合は、添付資料の内容等の事後の確認などのため、必要に応じて控えの作成及び保有をしていただければと存じます。なお控えを作成された場合でも、その控えに収受日付印の押なつは行なわないこととなりますので、御了承ください。

③について税務署では申告書等提出された文書の一切について、定められた事務処理手順に則って、適切に処理し、所在不明等の事態を生じさせないように努めています。

万が一、税務署側で収受した申告書等について、所在不明といった事態が生じた場合は、申告実績の入力状況、納付状況、その他の証拠書類や、納税者又はその納税者に関与されている税理士からの聴き取りなどにより判明した事実関係を総合的に勘案して、提出の事実を確認します。

④について郵送等により申告書等を提出された場合、「返信用封筒」と「申告書等の控え」を同封された方に対しては、当分の間の対応として申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したリーフレットを同封して返送させていただきます。

⑤について現状において、提出書類をスキャニングする証明発行機又は同様の機能を有する機器の導入は未定であるとともに、同機器導入に係る新規の予算措置は困難であることが見込まれます。

税務署提出議題においても申し上げましたとおり、現在国税庁では税務行政のDXを推進しておりますので、引き続き e-Tax 等を利用したペーパーレス手続きの推進について御理解と御協力をお願いします。

なお、このような機器導入に係る御要望があったことについては、国税局や国税庁に伝えていきます。

(2) 予納に関する手続きの簡素化について【修正】

予納手続きについて、予納申出書の提出に代えて地方税と同様に納付書に区分表示する方式に変更し、手続きを簡素化していただきたい。

【回答】

国税の納付書については、全国統一の様式を使用しているため、対応が困難であることを御理解いただくようお願いします。

(3) 申告書等提出票について【修正】

税務書類を提出する際、「申告書等提出票」の添付を廃止していただきたい。

【回答】

個人番号等の重要な個人情報を取り扱う行政機関として、提出された文書を厳格に管理する必要があることから、国税庁の指示による全国統一的な対応として、「申告書等提出票」により文書収受の事実を確実に記録・把握しているところです。

会員の皆様にはお手数をお掛けしますが、御理解と御協力をお願いします。

なお、e-Tax で申告される場合には作成は不要ですので、是非とも、e-Tax の利用をお願いします。

(4) 年末調整について【継続】

国税庁ホームページにある年調ソフトの操作マニュアルについて、納税者に分かりやすいものにしていただきたい。また、入力等が簡単にできるようなソフトにしていただきたい。

【回答】

当該マニュアルは国税庁で作成しておりますので、御要望につきましては引き続き、国税局へ伝えていきます。

(5) 申告書様式について【継続】

- ① 送付される印字済みの消費税の申告書用紙1枚目には、中間申告分の税額の他「消費税及び地方消費税の届け出に関する事項」として簡易課税制度選択届出書の提出の状況等が記載されているが、この部分に「消費税申告延長期限届出書」の提出状況も記載してほしい。

【回答】

システム開発に関連する事項ですので、御要望については、引き続き、国税局に伝えていきます。

- ② 税理士関与の納税者に対する申告書等の郵送省略について、電子申告や税理士関与の有無に関わらず申告書送付欄に「要」が付いている場合はそちらを優先してほしい。

【回答】

要望事項については、国税局に伝えさせていただきますが、現状、申告書等の郵送は、厳しい予算事情等により、電子申告をされている納税者や、税理士関与がある納税者に対しては、送付していないことを御理解願います。

- (6) 申告書の閲覧申請について、委任者の多い相続税などは手続きが煩雑（実印押印と印鑑証明書）であり時間を要してしまうため、代表者1名の委任状で対応できるなど簡略化を図っていただきたい。【継続】

【回答】

申告書等（法令の規定に基づき提出された申告書、申請書又は届出書等の行政文書で、税務署が保有しているものをいう。以下同じ。）の閲覧は、財務省設置法第19条に基づく、国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達」に資すると認められる場合に、その範囲で行政サービスとして実施しているものであり、納税者等が申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合を対象としています。

その実施に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の趣旨を踏まえつつ、適切に対応することになっていますので、厳格な本人確認及び代理権限の確認方法が定められています。納税者情報の保護を図るための手続きであることを御理解いただきますようお願いします。

なお、代表者1名の委任状で対応することは出来ませんが、税理士の代理については、①令和6年4月1日以降に提出された税務代理権限証書に申告書等の閲覧に係る委任事項が記載されている場合は、委任状及び印鑑証明書の提出が不要、②委任状を提出する場合においても、押印及び印鑑証明書の提出が不要、と簡略化が図られています。